

中京大学体育研究所

2020年度 事業報告

1. 研究員総会

第1回 研究員総会（稟議）

日時：2020年4月28日（火）

議題：報告事項 第15回先端研究交流会について
2019年度決算報告について
2019年度事業報告について
2019年度愛知県ジュニア強化指定選手育成事業について
第4回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について
第5回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について
2020年度事業計画および予算について

審議事項 2020年度体育研究所研究プロジェクトについて

第2回 研究員総会（稟議）

日時：2020年5月15日（金）

議題：報告事項 第1回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について

審議事項 2020年度研究員について

第3回 研究員総会（稟議）

日時：2020年8月25日（火）

議題：審議事項 2020年度研究員について

第4回 研究員総会（オンライン）

日時：2020年10月7日（水） 17時00分～17時45分

議題：報告事項 第2回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について

第3回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について

審議事項 2021年度先端研体育研究所研究プロジェクト評価について

第5回 研究員総会（稟議）

日時：2020年12月11日（金）

議題：報告事項 第16回中京大学研究交流会開催案内について

審議事項 2020年度研究員（体育学研究科助手）について

中京大学体育研究所規程並びに施行細則の改正について

第6回 研究員総会（稟議）

日時：2021年3月8日（月）

議題：報告事項 第4回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について

第5回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について
第16回中京大学研究交流会開催について
2021年度体育研究所予算の内示について
審議事項 科研費申請資格について

第7回 研究員総会（オンライン）

日時：2021年3月25日（木）17時00分～18時00分

議題：報告事項 第6回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について
2020年度事業報告について
体育研究所新助手について

審議事項 2021年度事業計画について
研究員および特任研究員について
体育研究所運営委員の選出について

2. 運営委員会

第1回 運営委員会（オンライン）

日時：2020年9月10日（木）10時00分～10時45分

議題：審議事項 2021年度先端研体育研究所研究プロジェクト申請について

第2回 運営委員会（オンライン）

日時：2020年10月5日（月）15時10分～15時50分

議題：審議事項 2021年度先端研体育研究所研究プロジェクト評価について

第3回 運営委員会（稟議）

日時：2021年1月14日（金）

議題：審議事項 大学院生の体育研究所紀要投稿資格について
体育研究所紀要投稿規程修正（案）について

第4回 運営委員会（オンライン）

日時：2021年3月15日（月）15時00分～16時00分

議題：報告事項 第6回体育研究所研究員総会（稟議）議事録について
2020年度事業報告について
体育研究所新助手について

審議事項 2021年度事業計画について
研究員および特任研究員について
体育研究所運営委員の選出について

3. 学術講演会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

4. 広報活動

研究所ホームページの更新

<http://www.chukyo-u.ac.jp/research/resphysc/>

5. 出版

「体育研究所紀要」第35巻を2021年3月に発行

6. 研究プロジェクト

体幹安定性

腹圧が体幹安定性に果たす役割を明らかにする

ジャンプトレーニング

各種跳躍運動のパフォーマンス向上の検討

アスリートの感覚

各種アスリートの運動感覚へのアプローチ

脳とスポーツ

脳電気刺激法によるスポーツパフォーマンス向上可能性の検討

7. 健康体力相談

メール、電話、FAXによる問い合わせにより随時対応

8. 研究資料の収集・整備

生涯スポーツ関連の図書資料を購入

9. その他の活動

形態・体力測定事業

中京大学スポーツ科学部1年生を対象とした形態・体力測定を実施

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

第16回研究交流会（オンライン）

日時：2021年1月29日（水）13：00～16：30

2020年度 決算報告書

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

項目名	予算額 (1)	決算額 (2)	差引額 (1) - (2)
消 耗 品 費	1,427,498	878,077	549,421
通 信 運 搬 費	61,500	40,000	21,500
印 刷 製 本 費	904,500	713,100	191,400
旅 費 交 通 費	50,000	0	50,000
修 繕 費	200,000	0	200,000
支 払 報 酬 手 数 料	770,000	38,500	731,500
賃 借 料	7,590	0	7,590
会 費	100,000	51,154	48,846
会 議 費	25,000	0	25,000
図 書 資 料 費	300,000	299,600	400
教育用機器備品	6,031,365	6,149,165	△117,800
合 計	9,877,453	8,169,596	1,707,857

2021年5月6日

この決算書は適正であることを認めます。

監査委員 堀 山 健 治

杓 子 耕 一



2020年度 体育研究所研究員名簿

(所長) (名誉所員) (研究員)	高木種加菊小桜曾辻箱松明山渡	橋村田納池林井崎藤翫田邊	繁吉行政秀大伸哲正太貴光憲丈	浩次勇男芳夫地二也次誠秋宜政眞	守伊大川草今清田中長松村來	能東西雍水内本瀬田	信佳利之司太礼也二彦一朗樹子	次那子司太礼也二彦一朗樹子	山梅川倉崎瀧二堀三山和	本村端持濱見瓶田宅口光	高義純昭梨星勝剛雄義恵瑞理	司久平夫子耶博志樹也介生奈
-------------------------	----------------	--------------	----------------	-----------------	---------------	-----------	----------------	---------------	-------------	-------------	---------------	---------------

(38名)

2020年度 体育研究所特任研究員名簿

石塚創也	(公益財団法人日本スポーツ協会)
伊藤大幸	(中部大学現代社会学部講師)
稲葉泰嗣	(中京大学非常勤講師)
岩佐直樹	(朝日大学保健医療学部健康スポーツ科学科助教)
白井優華	(岐阜県立海津明誠高等学校非常勤講師)
大勝志津穂	(愛知東邦大学経営学部准教授)
大畑美喜子	(中京大学学生相談センター非常勤相談員)
岡内優明	(大分大学理工学部准教授)
尾関一将	(大阪体育大学体育学部准教授)
黒田美保	(名古屋学芸大学教授)
小久保友貴	(愛知淑徳大学健康医療科学部栄養学科講師)
佐分慎弥	(中京大学他非常勤講師)
佐藤大典	(びわこ成蹊スポーツ大学)
塩見哲大	(中京大学非常勤講師)
鈴木健司	(中京大学非常勤講師)
鈴木雄貴	(中京大学体育研究所嘱託研究員)
高崎恭輔	(東海学園大学スポーツ健康科学部講師)
竹内高行	(中京大学非常勤講師)
高柳伸哉	(愛知東邦大学人間健康学部助教)
武田直之	(名古屋経営短期大学講師)
辻内智樹	(中京大学非常勤講師)
豊嶋陵司	(岐阜県スポーツ科学センター研究員)
内藤法永	(中部大学非常勤講師)
浜田恵	(名古屋学芸大学ヒューマンケア学部講師)
原田健次	(国立長寿医療研究センター研究員)
前田寛	(大分大学工学部教授)
松岡大介	(中京大学非常勤講師)
水野英莉	(流通科学大学人間社会学部准教授)
宮地菜穂子	(中京大学非常勤講師)
吉田勝光	(桐蔭横浜大学名誉教授)

(30名)

中京大学体育研究所規程

1985年4月1日制定

〔注〕2005年4月から改正沿革を付記した。

改正 2005年4月1日 2014年4月1日
2015年4月1日 2016年4月1日
2018年4月1日 2021年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則第30条に掲げる体育研究所（以下「研究所」という。）について、その組織、運営等必要な事項を定めるものとする。

(所在地)

第2条 研究所は、中京大学（以下「本学」という。）豊田キャンパスに置く。

(目的)

第3条 研究所は、広く体育・スポーツに関する基礎的及び応用的研究を行い、もって体育・スポーツ科学の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 体育・スポーツに関する個別研究及び共同研究
- (2) 研究成果発表のための研究所報等の刊行
- (3) 研究叢（そう）書の刊行
- (4) 研究会及び講演会の開催
- (5) 研究資料の収集及び整備
- (6) 体育・スポーツに関する講習会、研修講座等の開催
- (7) 健康・体力相談及びスポーツ相談の開催
- (8) 地域社会への体育・スポーツ指導者の派遣
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 研究所の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 研究員
- (2) 特任研究員
- (3) 客員研究員

(研究員)

第6条 研究所に研究員を置く。

- 2 研究員は、本学専任教職員の申請に基づき、第11条第2号の研究員総会の審議を経て、学長が任命する。
- 3 研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。
- 4 研究員は、研究所の施設及び資料を使用することができる。
- 5 研究員の任期は、4月1日から明明後年3月31日までの3年間とし、更新の手続による再任を妨げない。

- 6 前項の規定にかかわらず、この期間外に本条第2項を適用するときは、研究員総会の審議を経て、当該任期の残りの期間を任期として研究員になることを認めることができる。
- 7 本条第5項の規定にかかわらず、研究員総会が適当と認めるときは、研究員の任期を4月1日から翌年3月31日までの1年間とすることができる。
- 8 研究所の目的に著しく違反する行為又は研究所の社会的信用を失墜させる行為があるときは、学長は、研究員総会の審議を経て、研究員を解任することができる。
- 9 前各項に規定するもののほか、研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。
(特任研究員)

第7条 研究所の研究プロジェクトが行う研究活動に携わせるため、研究所に特任研究員を置くことができる。

- 2 特任研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。
- 3 特任研究員は、研究所の施設及び資料を使用することができる。
- 4 特任研究員は、第16条の研究プロジェクト長又は研究員の推薦書、研究業績等を記録した書類及び研究業績を示す必要資料に基づく第11条第3号の運営委員会の推薦により、研究員総会の審議を経て、学長が任命する。
- 5 特任研究員の任期は、4月1日から明明後年3月31日までの3年間とし、更新の手續による再任を妨げない。
- 6 前項の規定にかかわらず、この期間外に本条第4項を適用するときは、研究員総会の審議を経て、当該任期の残りの期間を任期として特任研究員になることを認めることができる。
- 7 前条第7項の規定は、特任研究員について準用する。任期の途中に研究事業の中止、大幅な変更、組織の改編等やむを得ない事情があるときは、学長は、研究員総会の審議を経て、特任研究員を解任することができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、特任研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。
(客員研究員)

第8条 研究所に客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員は、研究所の行う事業に参加することができる。また、研究所の施設及び資料を使用することができる。
- 3 客員研究員は、本学又は研究所が招聘した研究者について、運営委員会の推薦により、研究員総会の審議を経て、学長が委嘱する。
- 4 客員研究員の委嘱期間は、任命の日から招聘期間の満了日までとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、客員研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。
(名誉所長・名誉研究員)

第9条 研究所は、所長又は研究員として研究所の発展に多大の寄与をなした者への名誉所長又は名誉研究員の称号授与に関し、中京大学附置研究所名誉所長及び名誉研究員称号授与規程に基づき、研究員総会の審議を経て、先端共同研究機構運営委員会及び研究推進会議に対し推薦することができる。

(研究所の使用)

第10条 研究所の構成員以外の本学専任の教職員、大学院学生及び学部学生は、所長の許可を得て研究所の施設及び資料を使用することができる。

- 2 前項の規定は、本学の名誉教授、客員教授、客員研究員、特任助教、博士研究員、研究科研究員及び協力研究員について準用する。

(運営組織)

第11条 研究所に、その運営のため、次の各号に掲げる職及び運営組織を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 研究員総会
- (3) 運営委員会
- (4) 事務局

(所長)

第12条 所長は、研究所を代表し、所務を統轄する。

- 2 所長は、本学の教授である研究員から研究員総会が選出し、学長が任命する。
- 3 所長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の途中で研究員の地位を失ったときは、その職を失う。また、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(研究員総会)

第13条 研究員総会は、研究所の組織及び運営に関する重要事項並びに研究所の事業を推進するために必要な事項を審議する。

- 2 研究員総会は、すべての研究員をもって構成される。
- 3 研究員総会は、所長によって招集し、議長は、所長が当たる。
- 4 研究員総会は、研究員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 研究員の3分の1以上の請求があった場合、所長は、臨時に研究員総会を開かなければならない。

(運営委員会)

第14条 研究所の運営に資するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって構成する。
 - (1) 所長
 - (2) 各研究プロジェクト長
 - (3) 編集委員長
- 3 運営委員長は、運営委員の互選により選出し、任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第15条 事務局は、研究所の庶務・会計・出版・資料収集・整備・研究員の研究活動の補助のほか、研究所の事業の遂行に必要な業務を行う。

(研究プロジェクト)

第16条 研究プロジェクトは、先進的又は試行的な研究課題に基づいて、期限を定めて行う共同研究の推進及び事業の遂行を行う。

- 2 研究プロジェクトは、運営委員会の提案に基づく研究員総会の承認により、3年以内の期間を定めて設置する。
- 3 研究プロジェクトは、本学専任の教職員である研究員3人以上を含む研究員、特任研究員及び客員研究員で構成する。
- 4 研究プロジェクト長は、当該研究プロジェクトに属する研究員及び特任研究員の互選により、当該研究プロジェクトに属する本学専任の教職員である研究員から選出し、所長が任命する。
- 5 研究プロジェクト長は、研究プロジェクトを統括し、研究プロジェクト会議を主宰し、並びに研究プロジェクトが推進する共同研究及び遂行する事業の代表者となる。
- 6 研究プロジェクトが第3項に規定する要件を満たさなくなったとき、活動を休止したとき、及び

所定の設置期間が満了したときは、運営委員会は、研究員総会に研究プロジェクトの廃止又は研究課題の変更を提案しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、研究プロジェクトに関することは、別に定める。

(会計年度)

第17条 研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第18条 研究所の経費は、本学の経常費及び外部からの寄附金・助成金並びにその他の収入をもって充てる。

(予算)

第19条 所長は、本学予算編成時に研究所の次年度の事業の計画及び収支の予算案を作成し、研究員総会及び先端共同研究機構運営委員会を経て、学長に提出しなければならない。

(決算)

第20条 所長は、4月末日までに前年度の事業の報告書及び収支の決算書を作成し、研究員総会及び先端共同研究機構運営委員会の審議を経て、学長に提出しなければならない。

(監査)

第21条 研究所の会計に係る監査は、研究員総会が選出した監査委員が行う。

2 監査委員は、研究所構成員以外の本学の専任教職員とする。

(議事録の取扱い)

第22条 研究員総会の議事録は、研究員総会の承認を得なければならない。

2 議事録には、研究員総会の日時、場所、出席者、議事進行等の過程、審議内容及び決定事項を記録するものとし、所長及び書記双方の押印がなければならない。

3 議事録管理責任者1人を選任し、議事録及びその資料(配付、回覧、回収資料等)の管理を行う。

4 議事録及びその資料の原本は、紙媒体とし、必要に応じて、取扱注意、部外秘又は秘を明示して、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従って管理を行う。

5 議事録の原本を作成したときは、その謄本又は抄本を、学長へ直ちに送付しなければならない。

6 議事録及びその資料の原本の保存場所は研究所とし、保存期間は中京大学文書管理規程に定めるとおりとする。

7 保存期間を経過した資料は、廃棄するものとする。

8 原本、謄本又は抄本を問わず、議事録及びその資料の閲覧、複写、開示等の際は、所長又は権限を委譲された者の許可を得るものとする。

9 管理部署名称変更、統廃合等で議事録管理責任者が変更となる場合は、速やかに移管を行う。

10 その他議事録及びその資料に関する取扱いは、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従うものとする。

(細則への委任)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に細則をもって定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は研究員総会の発議により、先端共同研究機構運営委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、1985年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1991年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

中京大学体育研究所規程施行細則

1985年4月1日制定

〔注〕2005年4月から改正沿革を付記した。

改正 2005年4月1日 2016年4月1日
2018年4月27日 2019年5月24日
2021年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、中京大学体育研究所規程（以下「規程」という。）第23条に基づき、研究所が行う事業の詳細について定めるものとする。

(個別研究及び共同研究)

第2条 各研究員及び特任研究員は、個別研究又は共同研究のテーマを設定するものとする。

2 前項のテーマを設定した者は、研究計画書を作成し、研究員総会の承認を得るものとする。

3 計画書の様式は、別に定める。

(研究所報)

第3条 研究所報は「中京大学体育研究所紀要」とし、年1回発行する。

2 研究所報の編集には、研究員総会から選出された若干名の編集委員が当たる。

3 研究所報の配布先は、次の各号に定めるとおりとし、その部数は各1部とする。

(1) 研究所の構成員

(2) 中京大学の専任教職員で配布を希望する者

(3) その他研究員総会が適当と認めた個人又は機関

4 抜刷は50部まで無料とし、これを超えるものについては実費を支払うものとする。

(研究叢書)

第4条 研究叢書は、共同研究の成果として、研究上高度の必要性がある場合に刊行する。

2 研究叢書の刊行は、研究員総会の承認を経て行うものとする。

(研究資料)

第5条 研究資料の収集に要する費用は、予算化する。

2 研究資料の貸出しについては、中京大学図書館規程に準ずる。

(講習会・研修会等)

第6条 講習会・研修会等は、必要に応じて開催する。

(健康・体力相談及びスポーツ相談)

第7条 健康・体力相談及びスポーツ相談は、必要に応じて開催する。

(体育・スポーツ指導者の派遣)

第8条 地域社会の要請に応じて、体育・スポーツの指導者を派遣することができる。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、運営委員会の審議を経て、研究員総会が行う。

附 則

この施行細則は、1985年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、1991年7月11日から施行する。

附 則

この施行細則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2004年4月12日から施行する。

附 則

この施行細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2018年4月27日から施行する。

附 則

この施行細則は、2019年5月24日から施行する。

附 則

この施行細則は、2021年4月1日から施行する。

中京大学体育研究所紀要投稿規程

(投稿資格)

1. 本誌への投稿は、原則として「中京大学体育研究所構成員」及び「中京大学大学院学生（体育研究所研究員が共著者である場合）」とする。但し運営委員会が認めた場合には、その限りではない。

(原稿の種類)

1. 原稿の種類は「総説」、「原著論文」、「実践研究」、「研究報告」、「研究資料」、「活動報告」とする。

(投稿に関する技術要領)

1. 原稿はワードプロセッサで作成するものとし A4判横書き、原則として全角40字×25行（1,000字）の設定とする。
2. 引用文献は原則として本文の最後に一括し、雑誌の場合は、著者、題目、雑誌名、巻号、ページ、発表年次という順に、単行本の場合は、著者、書名、ページ、発行所、発行年次という順に記載する。
3. 和文原著論文には、英文の題目、著者名（共著者を含む）および400語以内の英文抄録とその和文対訳を添える。英文原著論文には、和文の題目、著者名（共著者を含む）および800字以内の和文抄録とその英文対訳を添える。
4. 図表には通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は、本文原稿に赤字などで指示する。
5. 原稿は、電子メール添付、もしくは記録メディア（CD-R、USBメモリなど）に保存し提出すること。合わせて、本文・図・表を紙媒体でも提出すること。
6. 体育研究所共同研究費によって行われた研究はその旨を明記すること。